

令和元年12月27日

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の令和元年度(平成31年度)における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の5第3項の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）の初日から令和元年11月30日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を下記のとおり公表する。

記

品 名	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
	下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
生鮮等牛肉	255,016 トン	192,274 トン	62,742 トン
	123,725 トン	89,200 トン	34,525 トン
冷凍牛肉	318,122 トン	240,093 トン	78,029 トン
	116,424 トン	77,774 トン	38,650 トン

【備考】

- ・「生鮮等牛肉」及び「冷凍牛肉」は、関税暫定措置法第7条の5第1項に規定する物品。
- ・各協定対象外輸入数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量。
- ・輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第1号に規定する、第3四半期における「第1号に係る輸入基準数量」及び「第1号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ・緊急措置の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。